

京都市告示第332号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成23年12月2日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

北区上賀茂池端町，上賀茂六段田町，上賀茂壺町口町，上賀茂高縄手町，上賀茂津ノ国町，上賀茂東上之段町，上賀茂烏帽子ケ垣内町，上賀茂石計町，西賀茂下庄田町，西賀茂北川上町，西賀茂大栗町，紫野東泉堂町及び紫竹西野山東町の各一部

左京区一乗寺釈迦堂町，一乗寺木ノ本町，岩倉村松町，岩倉中在地町，岩倉忠在地町，岩倉下在地町，岩倉幡枝町，岩倉中町，岩倉長谷町，岩倉西河原町，岩倉南平岡町，上高野深田町，北白川瀬ノ内町，静市市原町，下鴨北野々神町及び八瀬近衛町の各一部

中京区西ノ京月輪町の一部

山科区小山小川町，小山中島町，勧修寺西金ケ崎，勧修寺東金ケ崎町，勧修寺東堂田町，勧修寺御所内町，川田南畑町及び川田土仏の各一部

南区吉祥院東前田町，吉祥院長田町，吉祥院前田町，上鳥羽藁田，上鳥羽卯ノ花，上鳥羽西浦町，久世大藪町，久世上久世町，久世築山町及び久世殿城町の各一部

右京区梅ケ畑畑ノ下町，梅津中村町，梅津北浦町，太秦堀池町，太秦馬塚町，太秦桂ケ原町，宇多野上ノ谷町，嵯峨観空寺明水町，嵯峨鳥居本仏餉田町，嵯峨釈迦堂門前裏柳町，嵯峨釈迦堂門前瀬戸川町，嵯峨野東田町，嵯峨野芝野町及び西京極畑田町の各一部

西京区嵐山風呂ノ橋町，嵐山薬師下町，牛ケ瀬林ノ本町，牛ケ瀬奥ノ防町，牛ケ瀬川原口町，大枝沓掛町，上桂北村町，上桂北ノ口町，上桂前川町，川島三重町，桂久方町及び山田畑田町の一部

伏見区石田森東町，小栗栖岩ケ淵町，小栗栖牛ケ淵町，久我石原町，久我本町，久我御旅町，下鳥羽西芹川町，醍醐槇ノ内町，竹田東小屋ノ内町，竹田松林町，竹田北三ツ杭町，竹田藁屋町，羽東師鴨川町，羽東師古川町，日野奥出，深草大亀谷大山町，深草

大亀谷岩山町，深草大亀谷六躰町，深草大亀谷古御香町，深草小久保町，深草東瓦町，向島二ノ丸町，桃山町下野，桃山町大島，桃山町因幡，横大路中ノ庄町，横大路長畑町，横大路六反畑，横大路鋤ノ本，横大路菅本，横大路一本木，横大路下三栖辻堂町及び横大路下三栖里ノ内の各一部

## 2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)